

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案	現行
<p>(規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十四年法律第二十五号。以下「法」という。） 第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち第二十四条の五第五号において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資本の分類及び区分表示) 第四十四条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 連結財務諸表規則第四十二条第六項の規定は、連結会社及び持分法を</p>	<p>(規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十四年法律第二十五号。以下「法」という。） 第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち第二十四条の五第五号において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資本の分類及び区分表示) 第四十四条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p>

適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の処分に係る払込金及び申込証拠金について準用する。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第六十五条 中間一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の計算上の基礎は、注記しなければならない。

2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と、「当期純損失金額」とあるのは「中間純損失金額」と読み替えるものとする。

3 中間財務諸表等規則第五十二条の二第三項の規定は、前中間連結会計期間の末日の翌日から前期末までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。

4 中間財務諸表等規則第五十二条の二第四項の規定は、当中間連結会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第六十五条の二 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額は、注記しなければならない。

2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)